二　都市再生緊急整備地域内の一団の土地が土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地であって当該土地に対応する従前の土地の区域内に借地権等（特定都市計画施設の所有を目的とするものを除く。）の目的となっている土地がある場合（次号に掲げる場合を除く。）　当該借地権等の目的となっている土地

三　都市再生緊急整備地域内の一団の土地が土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地であってその上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合　当該特定都市計画施設が存する土地に対応する従前の土地

第四十五条の十四第一項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、前条第一項ただし書の規定を準用する。

第四十五条の十六第二項第一号中「以下」を「以下この款において」に改める。

第四十五条の二十一第一項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、第四十五条の十三第一項ただし書の規定を準用する。

第四十六条第一項中「第八十一条第一項」の下に「、第百十七条の二第一項」を加え、同条第二項中「第六号」を「第七号」に、「第七号」を「第八号」に改め、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　第一号の区域のうち、居住者、滞在者その他の者の活動及び滞在の質の向上を図るため、居住者、滞在者その他の者が愛着と誇りをもつことのできる良好な市街地の形成に資する建築物の改修その他の地域の自然、歴史、文化その他の特性による地域固有の魅力（以下この条において単に「地域固有の魅力」という。）の維持及び向上のために必要な公共公益施設の整備又は管理を行う必要があると認められる区域（以下「固有魅力維持向上区域」という。）を定める場合にあっては、その区域及び地域固有の魅力に関する事項

第四十六条第三項第二号中「者」を「者（当該仮換地として指定された土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあっては当該特定都市計画施設の管理者を含み、当該従前の土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあっては当該特定都市計画施設の管理者を除く。）」に、「第二十五項」を「第二十九項」に、「第二十八項第一号」を「第三十二項第一号」に改め、同号イ中「施設、工作物又は物件（以下「施設等」という。）」を「施設等」に改め、同条第七項中「（昭和二十七年法律第百八十号）」を削り、同条第十項中「（同法による道路に限る。第六十二条において同じ。）」を削り、「同法第三十二条第一項」を「同条第一項」に改め、同条第十一項中「記載しようとする」を「記載する」に改め、「（道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。）」を削り、「都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）」を「公安委員会」に改め、同条第十四項第四号中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削り、同号を同項第五号とし、同項第三号イ中「第六十二条の九において「路外駐車場配置等基準」という。）」を削り、同号ハ中「第六十二条の十二」を「第六十二条の十二第一項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号イ中「（都市公園法第二条第二項に規定する公園施設をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同号ロ中「第十六項」を「第十八項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　第二項第二号イ若しくはへに掲げる事業に関する事項又は同項第三号に掲げる事項　次のイ又はロに掲げる事項

イ　滞在快適性等向上区域内に存する道路であって、歩行者の滞留の用に供する部分を確保し、及び歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導することが特に必要と認められるもの（道路法第四十八条の二十一の技術的基準に適合するものに限る。）の整備に関する事項

ロ　滞在快適性等向上区域内に存する歩行者利便増進道路（道路法第四十八条の二十一の技術的基準に適合するものに限る。）又はイに掲げる事項として道路の整備に関する事項を記載する場合における当該道路（第十六項において「歩行者利便増進道路等」という。）の区域のうち歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導すべき区域内における歩行者利便増進施設等の設置（道路の機能又は道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であって当該歩行者利便増進施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。）に関する事項

第四十六条第二十九項を同条第三十三項とし、同条第二十八項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　固有魅力維持向上区域　当該固有魅力維持向上区域内の土地に係る土地所有者等に対し、当該固有魅力維持向上区域を周知させること。

第四十六条中第二十八項を第三十二項とし、第二十七項を第三十一項とし、第二十六項を第三十項とし、同条第二十五項中「者」を「者（当該仮換地として指定された土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあっては当該特定都市計画施設の管理者を含み、当該従前の土地の上の空間又は地下に特定都市計画施設が存する場合にあっては当該特定都市計画施設の管理者を除く。）」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十三項中「第六十二条の十七第一項」を「第六十二条の十七第一項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十一項中「記載しようとする」を「記載する」に改め、同項第一号中「第十四項第三号イからハまで」を「第十四項第四号イからハまで若しくは第二十四項第二号イ若しくはロ」に改め、同項第二号中「第十四項第三号ロ又はハ」を「第十四項第四号ロ若しくはハ又は第二十四項第二号ロ」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十一項中「第十七項」を「第十九項」に、「第十五項」を「第十七項」に、「第十六項」を「第十八項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同項の次に次の二項を加える。

24　固有魅力維持向上区域については、次の各号に掲げる事項には、当該各号に定める事項を記載することができる。

一　第二項第二号イ若しくはへに掲げる事業に関する事項又は同項第三号若しくは第四号に掲げる事項　固有魅力形成建築物（固有魅力維持向上区域内の建築物であって、当該固有魅力維持向上区域の魅力の形成に寄与しているものをいう。以下同じ。）のうち、公共公益施設として活用するための改修が居住者、滞在者その他の者の活動及び滞在の質の向上のため特に必要と認められる建築物（以下「特定固有魅力形成建築物」という。）の改修及び活用に関する事項

二　第二項第三号に掲げる事項　次のイ又はロに掲げる事項

イ　固有魅力維持向上区域における路外駐車場の配置及び規模の基準

ロ　固有魅力維持向上区域における駐車施設の機能を集約するために整備する駐車施設（第六十二条の十二第二項において「集約駐車施設」という。）の位置及び規模

三　第二項第三号に掲げる事項　第百十八条第一項の規定により指定された都市再生推進法人が行う固有魅力維持向上区域における地域固有の魅力の維持及び向上に資する事業の円滑な実施のため、都市再生推進法人に対し普通財産を時価よりも低い対価で貸し付けることその他の方法により都市再生推進法人に普通財産を使用させることに関する事項

四　第二項第四号に掲げる事項　固有魅力維持向上区域のうち、固有魅力形成建築物、その建築物の存する土地及びこれに隣接する他の土地（以下「固有魅力形成建築物等」という。）の整備及び管理の状況その他の状況からみて、当該固有魅力維持向上区域内の一団の土地の所有者及び借地権等を有する者（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者（当該仮